



秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22
名古屋第一法律事務所気付 (中川)

Email : no_himitsu@yahoo.co.jp
Blog : https://nohimityu.exblog.jp/

極秘通信



- 1 巻頭言
- 2、3 中谷弁護士スパイ防止法のここが危険講演まとめ
- 3、4 感想など

新年の抱負

共同代表 濱島将周

「スパイ防止法」体制をつくらせないぞ！

あけましておめでとうございます。晴れやかな気持ちで新年を迎えたいのですが、現実の政治状況を見ると、なかなかそうはいきそうにありません。昨年、自由民主党・日本維新の会の連立政権が発足し、高市早苗首相の下、次々と平和憲法を破壊するような政策が進められようとしているからです。

中でも、私たち「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」が問題視すべきだと考える政策は、自維連立政権合意書にも掲げられた「インテリジェンス政策」です。

連立合意どおりのスケジュールとなれば、この通常国会中に「国家情報局」が創設されます。2027年度末までに、独立した「対外情報庁」が創設されます。同年度末までに、省庁横断的な「情報要員養成機関」が創設されます。あわせて、「インテリジェンス・スパイ防止関連法」が速やかに制定されます。

スパイ防止法体制を性急に推し進め、私たちをどこに連れて行こうとしているのでしょうか。

「スパイ防止は結構ではないか、必要だろう」という意見も多いことは知っています。「スパイ防止に反対するのは後る暗いからではないか、スパイなのか」という批判も耳にします。

しかし、そもそも、日本ではこれまでも十分に「情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等」がなされていて、日本が「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国」であるという実態はありません(2025年8月15日、閣議決定)。スパイ防止法制定の必要性はないのです。

また、スパイ防止法が、外国人スパイの取締りのためだけに使われるとは限りません。このことは、同様の法律が存在していた戦前戦中の日本を振り返れば明らかです。推進派らを念頭に「極左の考え方を持った人たちが浸透工作で社会の中枢にがり入り入っている」、「極端な思想の人たちを洗い出すのがスパイ防止法」だと明言しています(2025年7月14日、参院選での街頭演説)。つまり、「スパイ」防止といいなが

ら、外国人スパイとは無関係な市民を監視し、言論を弾圧するツールとしても使われるのです。

昨年、高市首相が「台湾有事」における軍事的介入の可能性を公言したり、政権幹部が「核兵器保有」の必要性に言及したりして、中国はじめ東アジアの国々との緊張が高まっています。もしかしたら、これらの発言はうっかりミスなどではなく、戦争前夜の空感をつくって、スパイ防止法体制の整備を進めやすくする戦術なのではないかと勘ぐりたくなります。

当会は、昨年、「スパイって誰のこと？」連続学習会を開催し、①スパイ防止法の狙いはなにか？、②国家情報局の狙いはなにか？、③スパイ防止法体制下の社会とはどんなものか？、を考えました。

今年はこの学びをみなさんと共有し、みなさんとともに、スパイ防止法体制を構築させない運動を広げたいです。1985年、自民党が議員立法として「スパイ防止法(国家秘密法)」を国会に提出したものの、世論の強い反対にあい、審議未了のまま廃案となりました。このときと変わらなくらいの反対の世論をつくり上げ、スパイ防止法体制づくりを止めさせましょう。

スパイ防止法制定反対運動の 早急な構築を

共同代表 中谷雄二

1 高市政権の発足とその危険性

日本維新の会と連立合意書を交わして誕生した高市政権は、インテリジェンス政策という項目でスパイ防止法の制定、国家情報会議、国家情報局、対外情報庁と情報要員養成機関の創設などを明記しています。

高市首相は、選任直後の臨時国会の代表質問で、「『台湾有事』は、わが国の『存立危機事態』にあたる可能性があると表明し、これまでの政権の姿勢を遙かに踏み越えて、中国に対する武力行使の可能性を認めました。日中共同声明や日中平和友好条約に反することは明らかです。



同時に、軍事費GDP比2%の前倒し、長射程ミサイルを始めとする攻撃型兵器の爆買など、医療費、社会

保障費などの支出抑制とは真逆の大盤振る舞いです。その結果、中国の経済的な制裁を招き、高市政権の積極的財政政策による円安、物価高と相まって、国民の生活の困窮を招いています。

高市首相は、巨額資金を軍事産業に投資することで日本経済を牽引しようとしています。それは、世界中に紛争を拡大し、中立平和を守るべき日本を、戦争中毒国家へと引き込もうとする危険な道です。

2 スパイ防止法推進派の動き

国民民主党、参政党などスパイ防止法制定を叫ぶ勢力は、政権発足直後にスパイ防止法案を国会に提出しました。今年の通常国会では、政府が法案を提出してくるでしょう。

統一教会の別動体である国際勝共連合の協力と明記して、スパイ防止法制定促進国民会議は、パンフレットを作って公表していました。スパイ防止法制定の背後に統一教会があるのです。

3 成立目論むスパイ防止法案

政府は、連立合意で、2027年度末までのスパイ防止法体制の完成を明言しており、年明けの通常国会以降、予算成立後、直ちに審議入りし成立をめざしています。

スパイ防止法案は、外国の利益のために働く者を広くスパイと定義し、重罰を科せようとするものです。しかし、誰がスパイかは明らかではありません。

中国が「反スパイ法」を改正する際、外務省は、「具体的にどのような組織や人物が『スパイ組織及びその代理人』に該当し、『どのような行為がスパイ行為とみなされるか』

明らかでなく、列挙されているもの以外にも様々な行動が幅広くスパイ行為とみなされたり、当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈される可能性があります」と批判していました。今、推進派の議論を見れば、スパイ防止法案は外務省が先に批判していた中国の「反スパイ法」とほとんど同様としか思えません。

元々、中国を含む北朝鮮、韓国の国家保安法などの治安法制は、戦前の日本の治安法制をモデルにしてつくられたものです。外国と関係のある組織や人物を、広く、外国の手先

と捉えるという発想であり、スパイ防止法は、外国との関係を絶つことだと考えるものです。そのため、外国と関係があるだけでスパイだと決めつけ、処罰することになりかねません。戦前、内務省は「防諜とは外国思想を排除することだ」と教えていました。

日本のスパイを取り戻すための「交換要員」確保という目的があれば、恣意的にスパイがでっちあげられかねません。戦前、旅行先で見た誰もが知っていることを外国人の先生に話しただけで懲役15年の処罰にされた北大生の悲劇がありました。そんな理不尽なことを、またも繰り返して良いのでしょうか？

4 日本版CIAの設立と スパイ養成機関の設置

日本は、推進派が言うスパイ天国などではありません。石破前首相は、「スパイを野放しにしているスパイ天国などではない」と明確に否定しました。環境問題で反対している一般市民も監視している公安警察があり、自衛隊の情報保全隊など多くの情報組織があります。そうした組織は、国民を広く監視しています。

すでにある情報組織を統合して、情報局のみが内閣に情報を伝える情

報独占組織を作ろうというのが、法案の狙いです。対外情報序は、日本のスパイを外国に送り込みスパイ行為をさせ、謀略行為を行うことを目論んでいます。国を挙げてスパイを養成し、諸外国に送ろうというのです。平和的な外交を進めようという姿勢ではありません。

5 「スパイ防止法」がつくるのは肌寒い監視社会

スパイ防止法が作り上げる社会は、「敵」につながる者を全てスパイとして、排除するために監視し、排除しようという排外主義的な風潮が蔓延する社会であり、自由や民主主義とはほど遠い監視国家が完成します。そこでは人の生命は軽視され、人権などないもののように扱われ、残虐で暴力に満ちた社会を呼び寄せることとなります。国がそれを正義であるとお墨付きを与えてくれるのですから、政府に反対する人間は、「スパイ」扱いされます。

第1次世界大戦の時に、米国がスパイ防止法を制定した後、私たちが危惧することが起こっています。労働組合の活動家が、外国人排斥、強制送還、リンチや戦争反対や徴兵制反対という真つ当なことを言っただけでスパイとして投獄されました。

こうした悲劇の一例などからもその危険性は明らかです。

6 早急な反対運動の構築を！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会は、結成以来、自由で民主的な社会を守るために、監視国家や表現の自由の弾圧につながる動きに反対してきました。それはこのような動きが戦争につながるからです。危惧されるスパイ防止法制定に、各地から大きく反対の声を上げたい。早急に危険性を周りに広げて、全国的な反対運動をつくるのが急務です。

スパイ防止法の持つ危険性を知る参考文献、資料など

- 戦前日本と韓国の例として
「これでわかる！秘密保全法ほんとうのヒミツ」
中谷雄二・近藤ゆり子著（風媒社）
- スパイ防止法と国際勝共連合の協力について
スパイ防止法制定促進国民会議の特設ページ (<https://www.spyboshi.jp/booklet/>) 『今こそ「スパイ防止法」制定を現代のスパイ工作の実態と脅威に【発行協力：国際勝共連合】』と紹介。
- 第1次世界大戦参戦後のアメリカの状況は、みすず書房2025年「暗黒のアメリカ」 アダム・ホックシールド（原著）
秋元由紀（翻訳）



スパイ防止法のある社会とは？

第1回スパイって誰のこと？

第2回「国家情報局」の狙いと危険性

第3回スパイ防止法のある社会とは

「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」は、スパイ防止法の制定を阻止するために緊急学習会を3回シリーズで開催しました。その第2弾・第3弾を報告します。私が衝撃を受けた第3弾「スパイ防止法のある社会とは」を切り口に、感じたことを記します。

中谷先生は、第一次世界大戦（1917年）に参戦すると同時にスパイ防止法を制定したアメリカ社会の実情を示された。ウイルソン大統領の参戦演説「私たちに利己的な目的はいっさいありません。征服も、支配も望んでいません。私たちが敵意も、利己的な目標もなしに戦い、自らのためには何も求めません」にアメリカ国民は熱狂した。この熱狂のなかで、スパイ防止法は制定された。処罰の対象となったのは、戦争反対のチラシや徴兵制反対のハガキの郵送。愛国熱が吹き荒れ経済が活気づき300万人の失業者がなくなり、経済は25%アップした。

そして、戦争に協力しない良心的兵役拒否者が刑務所に入れられ、拷問・迫害された。

スパイ・諜報活動は盛んに行われて、民間の探偵や連邦政府「捜査局」や軍の諜報員が政治集会の聴衆に紛れ、合法的な団体に潜入し監視弾圧を強化した。軍事的な警戒が強められ、武装した警官が街をパトロール。移民の強制送還も。国民の言論も監視、処罰された。

他方、政府のプロパガンダ機関による宣伝、洗脳も激化（あらゆる媒体で7万5千人の弁士が700万回以上演説）した。さらに報道機関を攻撃した。新聞や雑誌の特定の号の

郵送を禁じた。75の定期刊行物の一切の郵送を禁じた。

さらに全国規模の自警組織をつくった。25万人以上が加入した組織は司法省の公式の補助機関となり「所屬する男達はバッジや軍隊風の肩書を見せつけ、暴力を振るい、一斉逮捕を行った」と。何ということだ。「自由の国アメリカ」の実相がこれだ！

「軍国日本」と瓜二つではないか！私の目から鱗が落ちた。

「国家情報局」の狙いと危険性

中谷先生は、自民党と維新が連立合意した「国家情報局」について警鐘を鳴らした。先生は、「国家情報局」設立の法案が出てくる前に、反対の世論、運動を盛り上げていかなければ大変なことになる。われわれが、全国に先駆けて秘密保護法反対の声をあげた、2012年4月の時のように」と。

先生は、秘密保護法制定、「国家情報局」創設は安倍元首相の悲願であり、アメリカの一貫した要請である。「中国に対抗できるだけの軍事大国化」を日本に要求したトランプや高市の『台湾有事は日本有事』なる言説に現れている、と。アメリカの司令のもとで、国民を戦争に動員

する態勢を今まさに創ろうとしている、と。

戦争する国内体制の頂点が「国家情報局」だ。いざ戦争するとすれば、各省庁の収集した情報を国家が吸い上げ活用するために「国家情報局」が絶対に必要だ。各省庁が政策実現のために集めた情報を「国家情報局」に一元化すれば、個人情報も統合され、丸裸にされる。戦争するとすれば、政府に反対する団体・個人を摘発、監視、活動を押しさえつけるための弾圧は必至となる。言わば日本版CIAを創らなければならない。アメリカからの要請をもつけない幸いとして安倍残党らは「独自の軍事大国化」も狙っている。なお、北村滋（元内閣情報官・元国家安全保障局長）は、複数存在する情報機構のセクショナリズムや縦割りを批判し「政策部門との近接性、継続性を重視した情報部門の統括組織が必要」（『情報と国家』）と説いている。「国家情報局」は戦争する国の要なのだ。

さらに中谷先生はスパイの実像に迫る。北村滋が高く評価するスパイは明石元次郎とゾルゲだ。なぜか？スパイ明石は「単に情報を収集するだけに留まらない。ロシア革命に協力し敵の後方を攪乱」した、と。ビックリ仰天だ。そしてゾルゲはソ

連に、「日本の戦略が、南進にあって北方侵略ではない」と教えた。ソ連の赤軍を西方に集中し、ドイツとの戦いに勝利するのに大きく貢献したが、ゾルゲは日本の南進政策そのものを工作したのだ。明石はロシア革命に協力し、ゾルゲは日本が北方（ロシア）ではなく、東南アジアへ侵略するように工作したのだ。スパイが暗躍する戦争の裏側を垣間見た気がした。戦争にはスパイや謀略がつきものだ、と確信した。

先生のお話から、参政党・代表神谷の言表を想起した。神谷は「社会の中核に極左ががっぷり入っている」「極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗いだすのがスパイ防止法です」と言っていた。治安維持法についても「悪法、悪法というが、共産主義者にとって悪法でしょうね」と言い放った。

高市自民党や維新や参政党などの極右の戦争賛賛勢力にとって、反戦・平和を志向する私たちこそ邪魔であり、弾圧の対象なのだ。心して向き合わなければならない。2026年も力を合わせて議論し、学習し、行動しよう。

会員 加藤けい子

「スパイ防止法反対」各地での取り組み

東海3県各地で「スパイ防止法反対」関連のイベントが取り組まれています。

「スパイ防止法反対」各地での取り組み

2月23日(日・休)

中谷雄二先生講演

「スパイ防止法」の何が悪い？

中谷雄二先生講演

2月15日(日) 13:30開会

会場 ジェフリーすずか3Fホール

「スパイ防止法」は何を狙うか

講演 濱高将周弁護士

2月13日(土) 午後1時30分

会場 中野南コミュニティセンター



1月4日、名古屋栄で街頭宣伝